

原告製品・被告製品の形態の構成

	原告製品の形態		被告製品の形態		
	原告らの主張	裁判所の補足的認定	原告らの主張	被告及び被告補助参加人の主張	裁判所の認定
全体の構成	容器本体部、蓋体部、昇降操作棒部、昇降板部で構成されている。各部位の材質はポリプロピレンで、質感はつるつるしており、色彩は透明、ブルー、ピンクの3種類である。	容器本体部、蓋体部、昇降操作棒部、昇降板部で構成されている。各部位の材質はポリプロピレンで、質感はつるつるしており、色彩は半透明、ブルー、ピンクの3種類である。	容器本体部、蓋体部、昇降操作棒部、昇降板部で構成されている。各部位の材質はポリプロピレンで、質感はつるつるしており、色彩は透明である。	洗浄剤用の泡だて器は、容器本体aと該容器本体aに外嵌合されるキャップ式蓋体fと、下端が昇降板の突部に螺入され、上端に平面が平坦面なる十字状のつまみ部gを有する昇降棒iとからなり、全体が乳白色な半透明である。	容器本体部、蓋体部、昇降操作棒部、昇降板部で構成されている。各部位の材質はポリプロピレンで、質感はつるつるしており、色彩は半透明である。
容器本体部	上方に外方に花卉状に開いた開口部が形成され、内部に洗浄剤と湯水とを収容する収容空間が形成されている円筒状の容器であり、高さ8cm、内径7.7cmである。	上方に外方に花卉状に開いた開口部が形成され、内部に洗浄剤と湯水とを収容する収容空間が形成されている円筒形で有底状の容器であり、高さ8cm、内径7.7cmである。	上方に開口部が形成され、内部に洗浄剤と湯水とを収容する収容空間が形成されている円筒状の容器であり、高さ7.5cm、内径7.7cmである。	容器本体aは円筒形で有底状の断面コ字状である。	上方に開口部が形成され、内部に洗浄剤と湯水とを収容する収容空間が形成されている円筒形で有底状の断面コ字状の容器であり、高さ8cm、内径7.7cmである。
蓋体部	容器本体部の上端側中途部に係止された径7.7cmの円盤状の蓋であり、中央に1.1cmの挿通穴が形成されている。	容器本体内の上端側中途部に係止された径7.7cmの円盤状の蓋であり、中央に1.1cmの挿通穴が形成されている。	容器本体部の上端部に載置された内径8.2cmの逆皿状の蓋であり、中央に1.1cmの挿通穴が形成されている。	キャップ式蓋体fは、該容器本体aの上面開口部bを開閉するための天板cと該天板cの周面に下向き垂下し且つその下端周縁が波状を呈してなるスカート状の周側板dとからなり、しかも中央に挿通穴eを穿設した断面略コ字状で、前記容器本体aに外嵌合される形態からなり、しかも前記天板cは挿通穴eを起点に外周方向にわずかに下向き傾斜してなる。	容器本体外の上端側中途部又は上端部外周縁に載置又は係止された径8.2cmの逆蓋状の蓋（天板とその周面に下向き垂下し且つその下端周縁が波状を呈してなるスカート状の周側板とからなり、断面略コ字状で、容器本体に外嵌合されるキャップ式蓋体）であり、中央に1.1cmの挿通穴が形成されている。
昇降操作棒部	上方に環状の昇降操作部が形成され、中途部は蓋体部の挿通穴に挿通され、下部に昇降板が装着されている10.2cmの棒である。	上端に環状の昇降操作部（昇降用つまみ部）が形成され、中途部（軸部）は蓋体部の挿通穴に挿通され、下部に昇降板が装着されている（下端部が昇降板の上面中央に突設されている突部に螺入されている）10.2cmの棒である。	上方に十字状の昇降操作部が形成され、中途部は蓋体部の挿通穴に挿通され、下部に昇降板が装着されている10.5cmの棒である。	昇降棒iでは、上端に、上面が平坦面な略十字状に形成された昇降用つまみ部gを有し、且つ軸部hが前記蓋体fの挿通穴eに挿通されてなる。	上端に上面が平坦面な略十字状の昇降操作部（昇降用つまみ部）が形成され、中途部（軸部）は蓋体部の挿通穴に挿通され、下部に昇降板が装着されている（下端部が昇降板の上面中央に突設されている突部に螺入されている）10.5cmの棒である。
昇降板部	昇降操作棒部の下端に装着され、洗浄剤と泡が貫通する73個の穴が形成された径7.2cmの円盤状の板であり、下面には固形石鹸と摺接させることにより当該固形石鹸を削ぎ取る削ぎ取り部が形成されている。	昇降操作棒部の下端に装着され、略全面に洗浄剤と泡が貫通（通過）する72個の穴及び操作棒が螺入される穴が形成された径7.2cmの円盤状の板であり、下面の各穴の周辺には突部が形成されている。	昇降操作棒部の下端に装着され、洗浄剤と泡が貫通する73個の穴が形成された径7.2cmの円盤状の板である。昇降板部の下面には、被告製品1には固形石鹸と摺接させることにより当該固形石鹸を削ぎ取る削ぎ取り部が形成されているが、被告製品2には削ぎ取り部は形成されていない。	昇降板1は、該昇降棒iの下端部が螺入される突部jが上面中央に突設され且つ略全面に多数の貫通穴hが穿設されてなる。しかも、被告製品1においては昇降板1の下面に突部mがわずかに突設してなるが、被告製品2においては昇降板1の下面は平坦面となっている。	【被告製品1】昇降操作棒部の下端に装着され、略全面に洗浄剤と泡が貫通（通過）する72個の穴及び操作棒が螺入される穴が形成された径7.2cmの円盤状の板であり、下面の各穴の周辺には突部が形成されている（別紙「突部図面」の「イ号物件」欄の拡大断面図参照）。 【被告製品2】昇降操作棒部の下端に装着され、略全面に洗浄剤と泡が貫通（通過）する72個の穴及び操作棒が螺入される穴が形成された径7.2cmの円盤状の板であり、下面は平坦面である。